

台風第19号
関連

令和元年10月24日
関東運輸局
自動車技術安全部
整備課
技術課

自動車検査証の有効期間の再伸長等について ～期間の延長及び対象地域の追加～

令和元年台風第19号の被害に伴い、被災地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証等の有効期間を伸長しているところですが、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県の一部の地域*（以下、「対象地域」という。）の自動車については、未だ継続検査の受検が困難であるため、自動車検査証の有効期間の再伸長及び保安基準適合証等の有効期間を再延長するとともに、対象地域を追加することとしました。

*茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県の一部の地域（参照：各運輸支局の公示）

1. 令和元年台風第19号の被害に伴い、被災地域に使用の本拠の位置を有する自動車については、自動車検査証の有効期間を伸長しているところですが、対象地域の自動車の利用者については、未だ継続検査を受けることが困難であることから、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、自動車検査証の有効期間を再伸長するとともに、対象地域を追加することとし、本日、公示しましたのでお知らせします。

また、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律第85号）第3条の規定に基づき、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定自動車検査証の有効期間についても同様に、再延長及び対象地域を追加することとし、本日、公示しました。

2. 措置内容

○ 自動車検査証

対象地域に使用の本拠の位置を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間の満了する日が10月15日から11月14日までのものを11月15日まで伸長

なお、継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する自動車損害賠償責任保険（共済）については、継続契約の締結手続きが11月15日を限度として猶予されます。詳しくは契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。

○ 保安基準適合証及び保安基準適合標章

対象地域に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が10月15日から10月26日までのものを11月15日まで延長

○ 限定自動車検査証

対象地域に使用の本拠の位置を有する車両のうち、限定自動車検査証の有効期間の満了する日が10月15日から10月25日までのものを11月15日まで延長

3. 今後、対象地域の状況等に応じ、有効期間の再伸長等を検討してまいります。

〒231-8433 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎18階

<お問い合わせ先>

関東運輸局自動車技術安全部整備課（保安基準適合証関係）

電話：045（211）7254（直通） 本多、宮下

関東運輸局自動車技術安全部技術課（自動車検査証、限定検査証関係）

電話：045（211）7255（直通） 鈴木、河村

<配布先>

横浜海事記者クラブ、茨城・栃木・群馬・千葉・埼玉・神奈川・山梨県政記者クラブ、都庁記者クラブ、関東運輸局記者会 [ハイタク等専門紙]、物流専門紙

(参考1) 参照条文

○ 道路運送車両法（昭和26年 法律第185号）（抜粋）

第61条の2 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。

2 前項の公示があつた場合には、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間は、公示の定めるところにより伸長したものとみなす。

○ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年 法律第85号）（抜粋）

第3条 次に掲げる権利利益（以下「特定権利利益」という。）に係る法律、政令又は内閣府設置法（平成11年法律第89号）第7条第3項若しくは第58条第4項（宮内庁法（昭和22年法律第70号）第18条第1項において準用する場合を含む。）若しくは国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第12条第1項若しくは第13条第1項の命令若しくは内閣府設置法第7条第5項若しくは第58条第6項若しくは宮内庁法第8条第5項若しくは国家行政組織法第14条第1項の告示（以下「法令」という。）の施行に関する事務を所管する国の行政機関（内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法第3条第2項に規定する機関をいう。以下同じ。）の長（当該国の行政機関が内閣府設置法第49条第1項若しくは第2項又は国家行政組織法第3条第2項に規定する委員会である場合にあっては、当該委員会）は、特定非常災害の被害者の特定権利利益であつてその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であつてその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要があると認めるときは、特定非常災害発生日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「延長期日」という。）を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。

一 法令に基づく行政庁の処分（特定非常災害発生日以前に行ったものに限る。）により付与された権利その他の利益であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

二 法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関（国の行政機関及びこれらに置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。）に求めることができる権利であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。

○ 国土交通省告示第720号（令和元年10月18日）

特定権利利益：道路運送車両法第71条の2第1項の規定に基づく限定自動車検査証の交付

対象者：令和元年台風第19号に伴って道路運送車両法第61条の2第1項の規定に基づき自動車検査証の有効期間を伸長する旨の公示（以下「伸長公示」という。）をした運輸支局長が別に公示する地域内にその使用の本拠の位置が定められている自動車の使用者

延長後の満了日：伸長公示をした運輸支局長が当該伸長公示で定める自動車検査証の有効期間の満了日

特定権利利益：道路運送車両法第94条の5第1項の規定に基づく保安基準適合証及び保安基準適合標章の交付

対象者：伸長公示をした運輸支局長が別に公示する地域に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章を受領した者

延長後の満了日：伸長公示をした運輸支局長が当該伸長公示で定める自動車検査証の有効期間の満了日

（参考2）自動車検査証の有効期間を伸長した最近の例

- 令和元年9月台風第15号の被害に伴い袖ヶ浦自動車検査登録事務所及び千葉県の一部地域に使用の本拠を有する車両について最大1ヶ月伸長。
- 令和元年7月豪雨の被害に伴い鹿児島県の一部地域に使用の本拠を有する車両について2日伸長。
- 平成30年9月北海道胆振東部地震の被害に伴い北海道全域に使用の本拠を有する車両について12日伸長。
- 平成30年7月豪雨の被害に伴い広島県、岡山県、愛媛県及び福岡県の一部地域に使用の本拠を有する車両について最大2ヶ月伸長
- 平成29年7月九州北部豪雨に伴い福岡県及び大分県の一部地域に使用の本拠を有する車両について1ヶ月伸長
- 平成28年4月熊本地震に伴い熊本県全域及び大分県の一部に使用の本拠を有する車両について最大3ヶ月伸長

（参考3）茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨運輸支局長の公示

公 示

令和元年台風第19号の被害に伴い、自動車検査証、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定自動車検査証の有効期間を下記のとおりとすることとしたので公示する。

記

1. 道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、4. 対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和元年10月15日から同年11月14日までのものは、令和元年11月15日をもって満了するものとする。
2. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年6月14日法律第85号）第3条の規定及び延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する告示（令和元年10月18日国土交通省告示第720号）に基づき、4. 対象地域に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が、令和元年10月15日から同年10月26日までのものは、令和元年11月15日をもって満了するものとする。
3. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年6月14日法律第85号）第3条の規定及び延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する告示（令和元年10月18日国土交通省告示第720号）に基づき、4. 対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者で、限定自動車検査証の交付を受けている場合であって、当該限定自動車検査証の有効期間の満了する日が令和元年10月15日から同年10月25日までのものは、令和元年11月15日をもって満了するものとする。

4. 対象地域

(1) 茨城運輸支局管轄

水戸市、日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、神栖市、東茨城郡茨城町、東茨城郡城里町、久慈郡大子町、銚田市、東茨城郡大洗町

(2) 土浦自動車検査登録事務所管轄

土浦市、石岡市、結城市、常総市、つくば市、守谷市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、桜川市、古河市、下妻市、つくばみらい市、結城郡八千代町、猿島郡境町

令和元年10月24日

関東運輸局 茨城運輸支局長

(参考：下線部は、今回追加した地域を示す。)

公 示

令和元年台風第19号の被害に伴い、自動車検査証、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定自動車検査証の有効期間を下記のとおりとすることとしたので公示する。

記

1. 道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、4. 対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和元年10月15日から同年11月14日までのものは、令和元年11月15日をもって満了するものとする。
2. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年6月14日法律第85号）第3条の規定及び延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する告示（令和元年10月18日国土交通省告示第720号）に基づき、4. 対象地域に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が、令和元年10月15日から同年10月26日までのものは、令和元年11月15日をもって満了するものとする。
3. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年6月14日法律第85号）第3条の規定及び延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する告示（令和元年10月18日国土交通省告示第720号）に基づき、4. 対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者で、限定自動車検査証の交付を受けている場合であって、当該限定自動車検査証の有効期間の満了する日が令和元年10月15日から同年10月25日までのものは、令和元年11月15日をもって満了するものとする。

4. 対象地域

(1) 栃木運輸支局管轄

宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、
塩谷郡塩谷町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町、下野市、
河内郡上三川町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、下都賀郡壬生町、那須烏
山市

(2) 佐野自動車検査登録事務所管轄

足利市、栃木市、佐野市、小山市

令和元年10月24日

関東運輸局 栃木運輸支局長

(参考：下線部は、今回追加した地域を示す。)

公 示

令和元年台風第19号の被害に伴い、自動車検査証、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定自動車検査証の有効期間を下記のとおりとすることとしたので公示する。

記

1. 道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、4. 対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和元年10月15日から同年11月14日までのものは、令和元年11月15日をもって満了するものとする。
2. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年6月14日法律第85号）第3条の規定及び延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する告示（令和元年10月18日国土交通省告示第720号）に基づき、4. 対象地域に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が、令和元年10月15日から同年10月26日までのものは、令和元年11月15日をもって満了するものとする。
3. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年6月14日法律第85号）第3条の規定及び延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する告示（令和元年10月18日国土交通省告示第720号）に基づき、4. 対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者で、限定自動車検査証の交付を受けている場合であって、当該限定自動車検査証の有効期間の満了する日が令和元年10月15日から同年10月25日までのものは、令和元年11月15日をもって満了するものとする。

4. 対象地域

前橋市、高崎市、桐生市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、北群馬郡吉岡町、多野郡上野村、多野郡神流町、甘楽郡下仁田町、甘楽郡南牧村、甘楽郡甘楽町、吾妻郡中之条町、吾妻郡長野原町、吾妻郡嬭恋村、吾妻郡草津町、吾妻郡高山村、吾妻郡東吾妻町、利根郡みなかみ町、邑楽郡千代田町、邑楽郡邑楽町、伊勢崎市、北群馬郡榛東村、佐波郡玉村町、邑楽郡大泉町

令和元年10月24日

関東運輸局 群馬運輸支局長

(参考：下線部は、今回追加した地域を示す。)

公 示

令和元年台風第19号の被害に伴い、自動車検査証、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定自動車検査証の有効期間を下記のとおりとすることとしたので公示する。

記

1. 道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、4. 対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和元年10月15日から同年11月14日までのものは、令和元年11月15日をもって満了するものとする。
2. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年6月14日法律第85号）第3条の規定及び延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する告示（令和元年10月18日国土交通省告示第720号）に基づき、4. 対象地域に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が、令和元年10月15日から同年10月26日までのものは、令和元年11月15日をもって満了するものとする。
3. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年6月14日法律第85号）第3条の規定及び延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する告示（令和元年10月18日国土交通省告示第720号）に基づき、4. 対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者で、限定自動車検査証の交付を受けている場合であって、当該限定自動車検査証の有効期間の満了する日が令和元年10月15日から同年10月25日までのものは、令和元年11月15日をもって満了するものとする。

4. 対象地域

(1) 埼玉運輸支局管轄

さいたま市、川口市、上尾市、蕨市、戸田市、桶川市

(2) 熊谷自動車検査登録事務所管轄

熊谷市、行田市、秩父市、本庄市、東松山市、深谷市、比企郡滑川町、比企郡嵐山町、比企郡小川町、比企郡川島町、比企郡吉見町、比企郡鳩山町、比企郡ときがわ町、秩父郡横瀬町、秩父郡皆野町、秩父郡長瀬町、秩父郡小鹿野町、秩父郡東秩父村、児玉郡美里町、児玉郡神川町、児玉郡上里町、大里郡寄居町

(3) 所沢自動車検査登録事務所管轄

川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、入間郡三芳町、入間郡毛呂山町、入間郡越生町、ふじみ野市

(4) 春日部自動車検査登録事務所管轄

春日部市、越谷市、八潮市

令和元年10月24日

関東運輸局 埼玉運輸支局長

(参考：下線部は、今回追加した地域を示す。)

公 示

令和元年台風第19号の被害に伴い、自動車検査証、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定自動車検査証の有効期間を下記のとおりとすることとしたので公示する。

記

1. 道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、4. 対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和元年10月15日から同年11月14日までのものは、令和元年11月15日をもって満了するものとする。
2. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年6月14日法律第85号）第3条の規定及び延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する告示（令和元年10月18日国土交通省告示第720号）に基づき、4. 対象地域に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が、令和元年10月15日から同年10月26日までのものは、令和元年11月15日をもって満了するものとする。
3. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年6月14日法律第85号）第3条の規定及び延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する告示（令和元年10月18日国土交通省告示第720号）に基づき、4. 対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者で、限定自動車検査証の交付を受けている場合であって、当該限定自動車検査証の有効期間の満了する日が令和元年10月15日から同年10月25日までのものは、令和元年11月15日をもって満了するものとする。

4. 対象地域

(1) 千葉運輸支局管轄

旭市、大網白里市、香取市、山武郡九十九里町、香取郡神崎町、佐倉市、山武市、印旛郡酒々井町、山武郡芝山町、匝瑳市、香取郡多古町、千葉市（美浜区を除く。）、銚子市、東金市、香取郡東庄町、富里市、成田市、八街市、山武郡横芝光町、四街道市

(2) 習志野自動車検査登録事務所管轄

印西市、印旛郡栄町

(3) 袖ヶ浦自動車検査登録事務所管轄

いすみ市、長生郡一宮町、市原市、夷隅郡大多喜町、勝浦市、鴨川市、木更津市、君津市、安房郡鋸南町、長生郡白子町、袖ヶ浦市、館山市、長生郡長生村、長生郡長南町、長生郡長柄町、富津市、南房総市、長生郡睦沢町、茂原市

令和元年10月24日

関東運輸局 千葉運輸支局長

(参考：千葉運輸支局は、今回新たに公示したものです。)

公 示

令和元年台風第19号の被害に伴い、自動車検査証、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定自動車検査証の有効期間を下記のとおりとすることとしたので公示する。

記

1. 道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、4. 対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和元年10月15日から同年11月14日までのものは、令和元年11月15日をもって満了するものとする。
2. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年6月14日法律第85号）第3条の規定及び延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する告示（令和元年10月18日国土交通省告示第720号）に基づき、4. 対象地域に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が、令和元年10月15日から同年10月26日までのものは、令和元年11月15日をもって満了するものとする。
3. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年6月14日法律第85号）第3条の規定及び延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する告示（令和元年10月18日国土交通省告示第720号）に基づき、4. 対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者で、限定自動車検査証の交付を受けている場合であって、当該限定自動車検査証の有効期間の満了する日が令和元年10月15日から同年10月25日までのものは、令和元年11月15日をもって満了するものとする。

4. 対象地域

(1) 東京運輸支局管轄

世田谷区、大田区、島しょ大島町

(2) 足立自動車検査登録事務所管轄

墨田区

(3) 練馬自動車検査登録事務所管轄

豊島区、北区、板橋区、練馬区

(4) 多摩自動車検査登録事務所管轄

立川市、府中市、昭島市、町田市、小金井市、東大和市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、調布市、狛江市

(5) 八王子自動車検査登録事務所管轄

八王子市、青梅市、日野市、福生市、羽村市、あきる野市、西多摩郡瑞穂町、西多摩郡日の出町、西多摩郡檜原村、西多摩郡奥多摩町

令和元年10月24日

関東運輸局 東京運輸支局長

(参考：下線部は、今回追加した地域を示す。)

公 示

令和元年台風第19号の被害に伴い、自動車検査証、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定自動車検査証の有効期間を下記のとおりとすることとしたので公示する。

記

1. 道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、4. 対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和元年10月15日から同年11月14日までのものは、令和元年11月15日をもって満了するものとする。
2. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年6月14日法律第85号）第3条の規定及び延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する告示（令和元年10月18日国土交通省告示第720号）に基づき、4. 対象地域に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が、令和元年10月15日から同年10月26日までのものは、令和元年11月15日をもって満了するものとする。
3. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年6月14日法律第85号）第3条の規定及び延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する告示（令和元年10月18日国土交通省告示第720号）に基づき、4. 対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者で、限定自動車検査証の交付を受けている場合であって、当該限定自動車検査証の有効期間の満了する日が令和元年10月15日から同年10月25日までのものは、令和元年11月15日をもって満了するものとする。

4. 対象地域

(1) 相模自動車検査登録事務所管轄

相模原市、厚木市、海老名市、座間市、愛甲郡愛川町、愛甲郡清川村

(2) 川崎自動車検査登録事務所管轄

川崎市

(3) 湘南自動車検査登録事務所管轄

平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、南足柄市、高座郡寒川町、足柄上郡大井町、足柄上郡松田町、足柄上郡山北町、足柄下郡箱根町、足柄下郡湯河原町

令和元年10月24日

関東運輸局 神奈川運輸支局長

公 示

令和元年台風第19号の被害に伴い、自動車検査証、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定自動車検査証の有効期間を下記のとおりとすることとしたので公示する。

記

1. 道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、4. 対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和元年10月15日から同年11月14日までのものは、令和元年11月15日をもって満了するものとする。
2. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年6月14日法律第85号）第3条の規定及び延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する告示（令和元年10月18日国土交通省告示第720号）に基づき、4. 対象地域に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が、令和元年10月15日から同年10月26日までのものは、令和元年11月15日をもって満了するものとする。
3. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年6月14日法律第85号）第3条の規定及び延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する告示（令和元年10月18日国土交通省告示第720号）に基づき、4. 対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者で、限定自動車検査証の交付を受けている場合であって、当該限定自動車検査証の有効期間の満了する日が令和元年10月15日から同年10月25日までのものは、令和元年11月15日をもって満了するものとする。

4. 対象地域

富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、
笛吹市、上野原市、甲州市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡早川町、南巨摩
郡身延町、南巨摩郡南部町、南巨摩郡富士川町、南都留郡道志村、南都留
郡鳴沢村、南都留郡富士河口湖町、北都留郡小菅村、北都留郡丹波山村

令和元年10月24日

関東運輸局 山梨運輸支局長